令和４年

第２回定例会

会　議　録

令和４年６月９日

令和4年第2回 江 差 町 議 会 定 例 会
（第 1号 ）

◎　期日及び場所

令和４年６月９日（木）　午前１０時３０分　　江差町役場　議場

◎　議事日程

日程第　　１　会議録署名議員の指名
日程第　　２　会 期 の 決 定
〔議　長　諸般の報告〕
〔町　長　行 政 報 告〕

日程第　　３　閉会中の継続調査の申し出について
日程第　　４　一　般　質　問
日程第　　５　報告第　１号　令和３年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第　　６　報告第　２号　令和３年度江差町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第　　７　報告第　３号　令和３年度江差町水道事業会計繰越計算書について
日程第　　８　承認第　１号　令和４年度江差町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認を求めることについて
日程第　　９　議案第　１号　江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第　１０　議案第　２号　江差町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第　１１　議案第　３号　令和４年度江差町一般会計補正予算（第５号）について
日程第　１２　議案第　４号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第　１３　議案第　５号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第　１４　議案第　６号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第　１５　議案第　７号　江差町・上ノ国町学校給食組合規約の変更について
日程第　１６　議案第　８号　工事請負契約の締結について
日程第　１７　議案第　９号　令和４年度江差町一般会計補正予算（第６号）について
日程第　１８　発議第　１号　国民の祝日「海の日」の７月２０日への固定化を求める意見書の提出について

日程第　１９	発議第　２号	補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書の提出について
日程第　２０	発議第　３号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について
日程第　２１	発議第　４号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
日程第　２２	発議第　５号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について
日程第　２３	発議第　６号	２０２２年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
日程第　２４	発議第　７号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第　２５	発議第　８号	水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出について
日程第　２６	発議第　９号	全国一律最低賃金制度の実施をめざす意見書の提出について
日程第　２７	発議第１０号	食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書の提出について
日程第　２８	発議第１１号	女性トイレの維持及びその安全性の確保を求める意見書の提出について
日程第　２９	発議第１２号	令和３年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置について

◎会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会 期 の 決 定
〔議　長　諸般の報告〕
〔町　長　行 政 報 告〕

日程第　３　閉会中の継続調査の申し出について
日程第　４　一　般　質　問
日程第　５　報告第　１号　令和３年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第　６　報告第　２号　令和３年度江差町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第　７　報告第　３号　令和３年度江差町水道事業会計繰越計算書について
日程第　８　承認第　１号　令和４年度江差町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認を求めることについて
日程第　９　議案第　１号　江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第　２号　江差町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第１１　議案第　３号　令和４年度江差町一般会計補正予算（第５号）について
日程第１２　議案第　４号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第１３　議案第　５号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第１４　議案第　６号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第１５　議案第　７号　江差町・上ノ国町学校給食組合規約の変更について
日程第１６　議案第　８号　工事請負契約の締結について
日程第１７　議案第　９号　令和４年度江差町一般会計補正予算（第６号）について
追加日程第１　議案第１０号　令和４年７月１日から同年７月３１日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について
日程第１８　発議第　１号　国民の祝日「海の日」の７月２０日への固定化を求める意見書の提出について
日程第１９　発議第　２号　補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書の提出について

日程第	２０	発議第	３号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について
日程第	２１	発議第	４号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
日程第	２２	発議第	５号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について
日程第	２３	発議第	６号	２０２２年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
日程第	２４	発議第	７号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第	２５	発議第	８号	水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出について
日程第	２６	発議第	９号	全国一律最低賃金制度の実施をめざす意見書の提出について
日程第	２７	発議第１０号		食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書の提出について
日程第	２８	発議第１１号		女性トイレの維持及びその安全性の確保を求める意見書の提出について
日程第	２９	発議第１２号		令和３年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置について

◎　出席議員（１２名）

議長	打越東亜夫
副議長	萩原　徹
議員	薄木晴午
〃	飯田隆一
〃	室井正行
〃	塚本　眞
〃	西海谷　望
〃	小梅洋子
〃	小野寺　真
〃	小林くにこ
〃	出﨑太郎
〃	大門和幸

◎　出席説明者

町長	照井誉之介
副町長	田畑　明
教育長	太田　誠
総務課長	斉藤敏己
まちづくり推進課長	尾山　徹
財政課長	岸田礼治
税務課長	西海谷　靖
町民福祉課長	竹内　強
健康推進課長	白鳥智子
産業振興課長	出﨑雄司
追分観光課長	畑　竜哉
建設水道課長	岸田雄治
高齢あんしん課長	三好泰彦
出納室長	岸田真由美
学校教育課長	長尾恵一
社会教育課長	安田克臣
総務課主幹	宮津宗介

（議会事務局）

局長	梅川年代
書記	中澤貴徳

開　会　１０：３０

※ベルが鳴る

（議長）
おはようございます。

（「おはようございます」の声）

（議長）
ただ今の出席議員は１２名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
ただ今から、令和４年第２回江差町議会定例会を開会いたします。

（議長）
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（議長）
日程第１、会議録署名議員を指名いたします。
会議録署名議員は、会議規則第１２９条の規定により、８番室井議員、９番飯田議員を指名いたします。

（議長）
日程第２、会期の決定についてを議題といたします。
今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」
議長。

（議長）
室井委員長。

「室井委員長」（報告）
おはようございます。

（「おはようございます」の声）

委員会報告させていただきます。
当委員会は、５月２４日、６月１日の２日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議いたしました。
今定例会には、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を始め、１０件の議案が提出されている他、報告３件、議員発議１２件、一般質問は５名の通告であります。
詳細については、お手元に配布のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議案審議内容などの観点から、会期の日程については、６月１日の委員会協議を得て、会期日程を本日６月１日の１日間とすることと決定いたしました。
一般質問などについては、これまでと同様に一問一答方式とし、質問の回数は、再再質問まで認められます。質問の時間については、従来通り答弁を含め６０分の時間制とし、質問、答弁については、議員は一回目の質問から自席で、理事者は一回目の答弁は演台により行い、再質問以降は自席で行うことといたします。
町理事者の反問権については、従来とおりでございます。
なお、一般質問や議案などの質疑で、感想や要望、お礼など一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は、事前通告制となっております。このため、通告した質問趣旨以外の質疑には、厳に慎むように議員各位のご配慮をお願い申し上げます。
最後に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明質疑及び審議に当たっては、議員理事者とともに時間短縮に努め、本議会の効率的な議会運営に対し、皆様のご理解とご協力を節にお願い申し上げ、議会運営委員会の報告とさせていただきます。
以上。

（議長）
以上で、報告が終わりました。
お諮りします。今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認めます。
よって、今定例会の会期については、本日１日としたいと思います。
一般質問については、一問一答方式でし、質疑については自席で行い、答弁については、１回目は演台で、２回目以降は自席で行うことといたします。
質疑の回数は再再質問まで。答弁を含め６０分の時間制を採用して行うこととい

たします。
　また、理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て、反問出来ることとし、それに要する時間は、６０分の制限時間外とすることに決定いたしました。
　なお、今回の新型コロナウイルス対策として、説明質疑及び審議に当たっては、可能な限り時間を短縮に努め、迅速な議会運営をはかりますので、ご協力のほどをお願いいたします。
　なお、場内は換気のため、出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力をお願いいたします。

（議長）
　次に、議長から諸般の報告をいたします。
　報告内容については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

（議長）
　日程第３、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。
　議会運営委員会、各常任委員会及び議会広報特別委員会から、会議規則第７６条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。
　お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
　次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町長」
　議長。

（議長）
　町長。

「町長」（行政報告）
　はじめに、令和３年度江差町各会計決算見込みについてご報告申し上げます。
　令和３年度の各会計につきましては、５月末をもって出納閉鎖をいたしましたの

で、決算見込みについてご報告いたします。
一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額６４億４６万４千円に対し、歳出総額６０億９，３１１万円、歳入歳出差引３億７３５万４千円となりました。
このうち、繰越明許費の繰り越しにより、翌年度へ繰り越すべき財源として、１億３，２４０万７千円を差し引いたのちの実質収支が１億７，４９４万７千円となりました。
このうち、地方自治法第２３３条の２、但し書きの規定により、９，０００万円を財政調整基金に積み立てし、残額８，４９４万７千円は、令和４年度に繰り越しいたしました。
これにより、令和３年度末の現在高に決算剰余金処分による積立額を加えた財政調整基金の現在高は、２４億１，０５４万７千円となりました。
令和３年度決算につきましては、歳入の面では町税や地方交付税交付額が当初見込みを上回ったこと、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止や感染拡大の影響を受ける地域の経済活動を支援するため交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を各種事業の財源として充当できたこと、歳出の面では各種建設事業費の減少や事業費の圧縮により、当初の見込みを下回ったことなどが収支の結果につながったものでございます。
以下、各特別会計の決算見込みにつきましては、資料のとおりとなっておりますので、割愛させていただきます。
次に、令和３年度江差町水道事業会計決算概要についてでございます。
令和３年度の水道事業会計につきまして、３月末をもって決算いたしましたので、その概要についてご報告申し上げます。
当年度の損益計算において、営業収益で２億５，８１２万２千円、営業費用では２億５，２１７万１千円となり、５９５万１千円の営業利益となるものです。
また、営業外収益は１億９，０８２万６千円、営業外費用では４，６９３万４千円となり、１億４，３８９万２千円の利益を生じ、営業利益とあわせて、１億４，９８４万３千円の経常利益となりました。これに当年度の特別利益１８万８千円を加えた１億５，００３万１千円が純利益となるものでございます。本決算により、当年度純利益１億５，００３万１千円に、前年度の繰越利益剰余金１億６，２１５万２千円を合わせました、３億１，２１８万３千円が利益剰余金となるものでございます。
また、貸借対照表につきましては、別紙資料のとおりとなっておりますので割愛させていただきます。
次に、去る４月７日及び本日の議会全員協議会で報告いたしました重度心身障害者医療給付の不適正事務と報告遅延についてご報告申し上げます。
重度心身障害者医療給付は、保険診療に係る自己負担を北海道と町が助成する制度で、受給者の世帯の住民税が課税非課税で自己負担の割合を認定しますが、このたび、非課税として認定しなければならなかった世帯につきまして、課税世帯と認

定してしまったことにより、助成金が過少に給付されてしまったものであり、その結果、自己負担が過大となってしまったものでございまして、この認定誤りの確定作業中に、新たに重度心身障害者医療給付に関する高額医療費申請の勧奨漏れも判明いたしました。

この度の案件につきましては、上司の係長及び担当課長が事案を認識していたにも関わらず、副町長への報告が１年４か月も経過したことで、長期に渡り事務是正がなされなかったことが一番の問題であり、職務怠慢であると言わざるを得ないものであります。

該当者及び関係者の皆さまへ、深くお詫びを申し上げますとともに、町議会並びに町民の皆さまにも深くお詫び申し上げる次第でございます。

大変申し訳ございませんでした。

この度、新たに判明した重度心身障害者医療給付の高額医療費申請の勧奨漏れにつきましては現行予算で対応できますが、重度心身障害者医療給付の受給者負担割合の運用誤りについては補正予算案を上程しております。ご審議いただき、補正予算可決後は、直ちに対象となった方々へ謝罪と給付を行いますので、何卒よろしくお願いいたします。

また、職員の懲戒処分等につきましては、民間委員２名を含む江差町職員賞罰審査委員会に諮問し答申された内容をもとに決定し、去る６月６日に処分を行いました。

それぞれの処分の内容ですが、不適正事務が判明した時点の事務担当者及び係長はそれぞれ減給１０％１か月、担当課長は減給１０％２月、平成２１年度までの前任の担当者２名、係長２名、課長２名の計６名につきましては、書面による厳重注意といたしましたことをご報告申し上げます。

最後に、副町長と私の処分についてもご報告させていただきます。

この度の事案につきましては、事務方のトップである副町長、そして役場組織のトップである私の責任も重く、それぞれ減給１０％１月を自ら処分を科すことといたしました。

減給に関する条例につきましては本定例会の追加議案として提案させていただきたく存じますので、何卒よろしくお取り計らい願います。

次に、新型コロナウイルスワクチンの４回目接種についてでございます。６月号広報紙にチラシを折り込みしましたが、国は特例臨時接種の位置づけで、重症化予防を目的として４回目接種を行うことになり、対象者は、３回目接種から５か月を経過している６０歳以上の方及び１８歳から５９歳までの基礎疾患がある方等となっております。

３回目接種の状況から、５か月を経過するのが早い医療従事者、高齢者施設入所者従事者、６０歳以上の方、５９歳以下の基礎疾患がある方の順に接種を行うことで調整しております。

４回目接種では、５９歳以下は基礎疾患者及び重症化リスクが高いと医師が判断する者となっていることから、現在、医療従事者及び高齢者施設の従事者等に調査を行っているところであり、対象者及び接種希望を把握した上で、６月下旬から接種を行うことを予定しております。

高齢者施設につきましては、３回目接種から５か月を経過する７月中旬から随時開始することで調整しております。６０歳以上の集団接種は、７月３０日から開始する予定で調整しており、３回目と同様に効率的なバス運行等を考慮するとともに、日時を指定したご案内をし、返信ハガキで確認を取る方法を基本とし、電話で予約をする煩わしさを極力無くすこととします。

５９歳以下の基礎疾患者等については、５か月を経過する順に基礎疾患等の説明を含めたご案内を送付し、自己申告により接種券を発行する予定としております。

接種日時や接種券の案内時期など、決定次第、随時町民の皆様に周知をして参ります。

なお、本件に係る補正予算つきましては、５月１９日付で専決処分させていただき、本定例会で承認について上程しております。

次に、宗教法人姥神大神宮による姥神大神宮渡御祭の商標登録に対する異議申立書の提出について、ご報告申し上げます。

はじめに経過でございますが、特許庁の情報サイトを確認したところ、令和３年１２月２４日に商標登録を出願し、令和４年３月１１日に商標登録となり、登録後に発行される商標掲載公報が令和４年３月２２日に発行されておりますが、この間、姥神大神宮側から町や関係団体等に対する事前の相談等はなく、姥神大神宮総代会の中で申請行為が進められてきたものと認識してございます。町が今回の商標登録に関する情報を得たのは、去る令和４年４月１３日に姥神大神宮総代のお一人から追分観光課長宛てに電話連絡があり、令和４年４月１２日に開催した姥神大神宮総代会で姥神大神宮渡御祭のブランド力や不審な団体等に乱用されたりしないことを目的として商標登録することを決定したとの事後報告を受け、そこで初めて商標登録に関する動きがあることを知り得たものでございます。その後、その総代のお一人が３回にわたり来庁し、町に対して姥神大神宮渡御祭の開催にあたり、神社側運行等経費に対する財政支援に関する要望があったものでございまして、商標登録による使用料徴収の可能性などについての発言をされていることから、対応した副町長からは、姥神大神宮総代を代表しての要望なのかを確認したうえで、代表としての要望であるとのことでございますので、政教分離の関係や姥神大神宮の姥神大神宮渡御祭における決算内容を確認させていただきながら、支援が難しいことを返答したところでございます。

こうした状況を踏まえ、道指定無形民俗文化財の指定もされている姥神大神宮渡御祭の名称が、宗教法人単独の考えのもとで商標登録され、独占権を付与されることの公益的観点上の問題や、今後における商標登録による使用料の発生や使用制限

などが危惧されるため、令和４年５月１８日に函館の顧問弁護士を訪問のうえ相談し、弁護士の見解も踏まえながら、町として異議申立書を提出することを決定したところでございます。

異議申立て書の理由といたしましては、姥神大神宮渡御祭の名称は、道指定無形民俗文化財にも指定され、歴史的にも広く普通名称又は慣用商標として認められている名称であり、これまで多くの広告物や動画、商品等も製作されており、宗教法人に商標の独占はなされるべきものではなく、江差町民が共有する伝統文化財であることから、商標登録の取消しを求めるものとして提出してございます。

また、商標登録に対する異議申立書の提出期限が、商標掲載公報の発行日から２か月以内に限られており、その提出期限が令和４年５月２３日までとなっておりましたことから、早急に必要資料を準備し顧問弁護士に申請手続きを委任のうえ、令和４年５月２０日付で異議申立書を特許庁に送付し、令和４年５月２３日付で特許庁に受理されたものでございます。

なお、異議申立ての可否についての標準的な審理期間は６か月から１０か月となっております。

また、前述のとおり、異議申立書の提出期限が差し迫った状況の中で、異議申立てに係る補正予算を議会にご提案させていただく暇もなかったことから、取り急ぎ既存予算にて顧問弁護士への委任費用を対応させていただいたところでございまして、異議申立ての審理期間で諸々の経費が確定していくものと思われますので、改めて然るべき時期に補正予算として議会にご提案させていただきたいと存じます。

最後に、特許庁に異議申立書が受理されたことにより、令和４年５月２５日に副町長と追分観光課長とで姥神大神宮を訪問し、姥神大神宮渡御祭の商標登録に対し、事前相談もないことや商標登録の目的なども不透明であることも含め、町として異議申立書を提出したことを報告し、必要があれば町と姥神大神宮とで別途協議をさせていただくことを申し伝えております。

最後に、地域還元金の受領についてご報告申し上げます。当町とサツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長 富山浩樹 様の包括連携協定事業の一環としてスタートした江差ＥＺＯＣＡについて、サツドラ店舗でお買い物した購入額の一定率を地域還元金として江差町へご寄附いただくこととなっております。昨年５月１７日から利用を開始し一年が経過したことから、同社より一年分の還元金として去る５月２３日、７４万６５９円の贈呈がございました。贈呈された還元金につきましては、地域経済活動の循環に再び活用されるよう町が行う特定健診受診者へのポイント付与など、地域の活性化へ繋がる活用を図って参ります。

以上、贈呈がありましたことをご報告申し上げますとともに、あらためて地域活性化に対するご厚志に厚くお礼申し上げます。

「室井議員」
議長。

（議長）
はい。室井議員。

「室井議員」
いいですか。
行政報告には、質疑をしない、これ慣例的にずっとそういうふうにやってきたから、それは理解します。（議長：はい。）ただしですね、今、姥神大神宮この商標登録の件に関してはですね、極めて大きな問題があります。これをですね、今、行政報告でやりましたけど、今後ですね、やっぱり全員協議会なりに、議員にも、ちゃんと教えてもらいたい。それは、役場の問題だけでもないです。姥神大神宮だけの問題でもない、江差町民の問題ですから。我々にも、きちっとですね、報告できるようなそういうご配慮をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
答弁はいいですよ。お願いいたします。
以上。

（議長）
はい。以上ですね。
はい。以上で、報告が終わりました。

（議長）
１１時５分まで、休憩いたします。

休　憩　１０時５２分
再　開　１１時０５分

（議長）
休憩を閉じて再開いたします。
日程第４、一般質問を行います。
今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、５名の議員から通告がありました。
通告順に従って、順次これを許可いたします。

（議長）
まず、塚本議員の発言を許可いたします。
塚本議員。

「塚本議員」
本６月定例会、私より２問の質問をさせていただきます。
早速質問に入らせていただきますが、第１問目ですが、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更が５月２３日に行われて、それに対する対応についてお伺いいたします。
最近、コロナウイルスの感染が、檜山管内での感染は減少傾向にあるものの、発生が一定程度確認されています。まあ、このような中でも、国では、新型コロナウイルス感染症に対する全般的な方針が変更され、学校での体育の授業や運動部が活動する時のマスク着用は「必要とない」という、明記するような、を決めてあります。
まあ特に夏場は、熱中症対策として外すよう奨励する。さらに、幼い子どもは体調や成長の状況がそれぞれ異なるため、保育所では「着用を一律には求めない」としてあります。
まあ、これを受けて江差町内においても、これらの対応を今まで以前に代えて、まあ、速やかに対応方策を変えていく必要があると思いますが、町の方針をお伺いいたします。

（議長）
町長。

「町長」
塚本議員の、新型コロナウイルス感染症に対する町の対応について、教育委員会所管分についても私から一括して答弁をさせていただきます。
今般、新型コロナワクチンの４回目接種の重症化予防効果や、これから夏場を迎えるにあたり、感染防止策としてのマスク着用の具体的な場面が新たに盛り込まれ、変更をされた新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が、議員ご指摘の通り５月２３日付けで示されたところでございます。
学校につきましては、この基本的対処方針を押さえつつ、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを踏まえた対応を基本としているところでございます。
このたびの対処方針の改正内容につきましては、現在のマニュアルで既に取り組まれているものであり、学校現場における基本的対応に変更はございません。
しかしながら文科省は、児童生徒等や保護者に対して必ずしも十分な説明が行われていないと思われるケースが見受けられるとして、改めて留意事項を示しました。
その内容は、マニュアルの記載をより具体の場面に即して明確化したものであ

り、例えばプールや体育館を含めた体育の授業の際にはマスク着用が必要ないこと、熱中症リスクが高い夏場においては登下校時にマスクを外すよう指導することなどです。
　示された内容につきましては、教育委員会から直ちに学校へ伝えており、保護者への周知も含め、適切な感染防止対策に努めてまいります。
　また、保育所などにおきましても、基本的対処方針を受けて関係省庁から通知がありました。
　認定こども園江差幼稚園には、その旨をご案内しているところですし、町立保育園につきましては保護者宛てにもご案内をしているところでございます。
　また、町民全体に対しましても、屋内・屋外のマスク着用について、６月号の町広報チラシなどで周知しておりますし、今後も国や道の方針を踏まえつつ、感染症予防対策に変更があった場合は、適宜町民に情報発信してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければなと思います。

（議長）
　あの、塚本議員も、いま答える方もですね、もう少し端的に質問したり答弁してください。
　はい塚本議員。

「塚本議員」
　ただいまの答弁を受けて、私も町広報を見ましたが、まあ、これで皆さんがしっかり理解できているかという部分もあるし、まあウィズコロナということで、マスクをしてない場面が、むしろ、まあ人から非難されるようなことがあってはならないんですが、状況を許せば、夏に向けて、マスクが外せる環境というのは十分できる。
　あの、例えば、まあ運動公園での散歩であったり、図書館で静かに本を読んだり、こういう時はマスクは外してもいいよと、場合によってはそういうアナウンスを強くしていく必要もあるんじゃないかと思いますが、そのへんいかがでしょうか。

（議長）
　まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」
　塚本議員から、マスクの変更に関する広報の周知というお話をいただきました。
　町として、全課長でですね、対策本部を設けてまして、広報につきましては、住民への周知活動につきましては、広報を対応してる当課で対応してますんで、私の

方から答弁させていただきます。
　５月２３日、変更になりました。で、これに関して、関連する課長に集まっていただきまして、住民へどう周知するかというお話をしたところ、今回厚生労働省が出している、あるいは文部科学省が出している、両方のチラシをですね、まず皆さんにお知らせすべきだということで、６月広報に折り込みをさせていただきました。
　今後も機会あれば、また周知していきたいと思いますんで、よろしくお願いいたします。

（議長）
　はい塚本議員。

「塚本議員」
　はい。まあ夏に向けて、場合によってはマスクも外していいんだよということを知らしめていただきたいと、そういうふうに思います。
　続いて２問目に入らせていただきます。
　食料品の値上がりによる学校給食費の対応についてであります。
　世界的な情勢不安や円安等により、輸入食材が相次いで値上がりがなされております。
　まあ、このような中で、学校給食の仕入れ食材も軒並み値上げの影響を受けております。
　まあ、現場では、安価で栄養価を確保することにご苦労されていると思いますが、まあ、給食費の値上げは子育て世帯の負担増にもつながることから、学校給食費の増額分の負担を保護者に出来るだけ強いらないと、まあこれらの対応をどう支援していくのかということを今回質問させていただくこととしましたが、まあ補正予算でこれらの状況を、負担分を無くするための予算も上がってますんで、簡潔に、これについてはご答弁をお願いします。

（議長）
　教育長。

「教育長」
　食料品の値上がりによる学校給食費の、給食費の対応についてのご質問にお答えいたします。
　議員ご指摘の通り、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、国民生活や経済への影響は依然として続いております。
　こうした中、円安、あるいはロシアのウクライナ侵略などの影響により、世界規

模で原油や穀物などの国際価格は変動を伴いつつ、高い水準で推移しております。
　このため国は今年４月、直面する物価高騰による影響を緩和し、コロナ禍から経済社会活動の回復を確かなものとするための総合緊急対策を策定いたしました。
　その対策のひとつに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分という新たな枠が創設されたところでございます。
　この枠の中には学校給食等の負担軽減等に対する支援も盛り込まれたところであり、当町といたしましても今般の原油価格及び物価高騰が学校給食へ影響を与えず、また学校給食費の増額分を保護者負担に転嫁することなく、これまでどおり栄養バランスや量を保ったものとして提供できるよう、学校給食組合及び上ノ国町と直ちに協議に就き、支援策を講じることといたしました。
　具体的には、学校給食費物価高騰対策ということで本定例会の補正予算に上程させていただきましたが、学校給食センター組合構成町の江差町と上ノ国町の両町が、物価高騰に伴う保護者の学校給食費値上がり分を追加負担金として給食組合へ納付するものでございます。
　また、この追加負担金につきましては、年末時点で改めて影響額を調査し、必要があれば再度追加負担を行う考えでおります。
　いずれにいたしましても、今後の社会経済状況を踏まえ、とりわけ食材価格の動向に注視しながら、学校給食組合や上ノ国町との情報共有や連携を密にして、給食の質・量を落とさず、適切な対応を継続して参りますのでご理解をお願いいたします。

「塚本議員」
　以上です。

（議長）
　はい。
　以上で塚本議員の一般質問を終わります。

（議長）
　次に小林議員の発言を許可いたします。
　小林議員。

「小林議員」
　私からは、児童手当法の一部改正について２点ほど伺います。
　例年、６月に児童手当受給のために提出する現況届が原則廃止になりますが、例外的に今後も届け出が必要なケースがあります。

国の想定では、別居中であるとか、住民票と住所地が異なるなどのケースを想定していますが、原則廃止の最終手段（「最終判断」）は自治体になります。
そこで伺います。
今回の改正に伴い、今後も提出が必要なケースをお知らせください。
また、届け出が不要と判断されていても、家庭内の事情の変化などにより必要となるケースもあると思いますが、そのような家庭をどう把握していくのか伺います。

（議長）
はい町長。

「町長」
小林議員の、児童手当法の一部改正についてのご質問にお答えをさせていただきます。
小林議員のご質問のとおり、児童手当法の一部改正により、毎年６月に児童手当を受給している全ての方に提出いただいていた現況届は、市町村が公簿等で所得情報等の支給要件に係る情報等について確認ができる場合には現況届の提出を省略することができるとされており、江差町においても受給者の利便性の向上などの観点から、原則、現況届の提出を不要とさせていただきました。
さて、今回の児童手当法施行規則の一部改正に伴い、今後も提出が必要なケースは、とのご質問でございます。
６月号広報でも周知させていただきましたが、配偶者からの暴力等により住民票の所在地と異なる市区町村で受給している方や、離婚協議中で配偶者と別居されている方など、住民基本台帳などで確認できない方々が現況届の提出が必要になってくる場合があります。
次に家庭内の事情の変化など、そのような家庭をどう把握していくのかというご質問でございます。
児童手当の支給月は、６月、１０月、２月の年３回が支給月となっています。支給決定通知の案内時にリーフレットの同封、町広報や町ホームページなどで周知しながら、児童手当受給世帯の家庭内の事情の変化の把握に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

（議長）
はい小林議員。

「小林議員」
はい。再質問させていただきます。

すべからくそうなんですが、申請されなければ何もできないというのが現状ではないのかと思います。
まあ、環境が変化する、別居している、離婚協議中であるとか、そういったときにお母さんはお仕事をしてたり、お子さまの面倒を見てたりで、こういった情報をですね、なかなか掴みづらいのかと思います。そういったことを考慮してですね、健診時、こどもの健診時や予防接種の履歴などで、住所地の確認などをして、能動的に必要な方へしっかりと支給されるよう努めていただきたいと思いますが、お考えを伺います。

（議長）
町民福祉課長。

「町民福祉課長」
小林議員からの、家庭内の事情の変化などを押さえつつ、きちんと情報を発信していくようにというご質問でございます。
先ほど町長の答弁でも答弁させていただきましたが、今回、６月の児童手当支給のときに、まず全世帯に対してリーフレットを入れるなどして周知しているところでございます。
小林議員からの、健診時に、ということでございます。
健診時が、まあ５歳児健診だとか色々あるんですが、そこにはお母さんたちが来たりするということもありますんで、健診時だとか、江差町で作成している子育て情報誌というのがあるんですけども、そちらにも載せつつ情報提供していきたいというふうに考えておりますんで、よろしくお願いしたいと思います。

（議長）
いいですね。
はい、以上で小林議員の一般質問を終わります。
あれ、あ、もう１本、もうひとつあった。
はい、小林議員。

「小林議員」
はい。では２問目させていただきます。
災害時の避難行動についてです。
江差町では災害に対する計画、マニュアルなどを策定し、ホームページや広報紙への折り込みで周知活動を細やかに行っていると思っています。
行政は災害対策本部の設置など体制確立に手を取られて、実際の避難誘導は自治会・町内会などの自主防災組織まかせになっているケースも全国では少なくありま

せん。
　そこで伺います。
　内閣府は、避難情報のポイントを積極的に活用するよう呼びかけており、当町も「避難行動計画」を作成していますが、住民にどう避難行動を浸透させていくのか、具体的にお聞きします。
　二つ目に、起こる災害によって指定避難所が異なりますが、土砂災害の場合、町営住宅もある中歌町といの沢、ピンポイントで申し訳ございませんが、といの沢エリアの指定避難所は松の岱グラウンド、または江差町役場、間違えていたら訂正をお願いいたします。避難経路の整備はされているのか、また、町内全域でといの沢エリアのように避難経路が無い、若しくは未整備の箇所はどのくらいあるのかお伺いします。

（議長）
　はい町長。

「町長」
　小林議員の２問目、災害時の避難行動に関する２点のご質問にお答えをいたします。
　１点目の避難情報のポイントの積極的活用と避難行動をどう浸透させていくのかというご質問でございますが、内閣府の避難情報に関するガイドラインの中で、平時の普及啓発という項目があり、市町村は居住者等が避難行動を判断する際に参考となる各種の警戒レベル相当の情報等を入手しやすくするための環境整備を進めるとともに、居住者等に対して情報の入手手段や活用方法等について平時から周知しておくべきであるという内容となっており、避難行動判定フローや避難情報のポイントなどのパンフレットの配布、回覧が周知方法の例として示されています。
　江差町といたしましては、今年２月（正しくは「３月」）に改訂版のハザードマップを全戸配布いたしましたが、避難行動計画も併せて配布いたしております。
　この避難行動計画は、先ほどの避難行動判定フローと同様の内容が記載されているものでございます。
　また、町広報紙やチラシ折込にて、これまでも周知してきたところでございます。
　次に、どう避難行動を浸透させていくのかということでございますが、同ガイドラインを見ますと、「避難行動に関しては、警戒レベル４の避難指示等が発令されても住民が避難行動をとるタイミングを逸することがある」と記載されています。
　これは、「今までも何ともなかったのだから」とか「自分だけは大丈夫」と思い込んでしまう心理が働いて避難行動が遅れるという現象でございます。
　このようなことからも、平時における啓発活動は大切であると認識しておりますし、ハザードマップの改訂などの時ばかりでなく、繰り返し広報紙等での啓発をしていきたいと考えており、避難のポイントも、国のリーフレットを今一度配布することを検

討していきたいと考えております。
　また、避難訓練も、図上訓練や防災講話等も含め、いずれかを毎年度実施できるよう努めてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。
　２点目の中歌町といの沢エリアの避難経路の整備はされているのか、また、町内全域でといの沢エリアのように避難経路が無い、若しくは未整備の箇所はどれくらいあるのかという点についてでございます。
　議員ご承知の通り、避難経路は津波の際の避難経路としてしか設定されておりません。
　これは、津波とほかの災害、例えば大雨や洪水、土砂災害などとは避難のタイミングが異なることからこのようになっているものであり、津波は地震発生後数分で押し寄せることもありますので、その短い時間で高い場所に避難することが求められるのに対し、大雨や洪水、土砂災害などは気象情報や避難情報などが事前に把握でき、災害が起こる前に避難することが一定程度可能と考えられていることからです。そのため、津波以外の災害で避難する場合には、基本的には一般的な道路を利用していただくこととなります。
　ご質問のといの沢につきましては、津波については浸水区域外ですし、土砂災害については、早期の避難情報の発信などで災害が発生するまでの安全に通れるような状況のうちに役場庁舎まで避難していただくことになりますことから、道路以外に避難経路を設定することは想定していません。
　また、同様の理由から町内全域においても、津波以外の災害におきましては、避難経路が無い、あるいは未整備の箇所は無いものと認識していますのでご理解いただきたいと思います。
　なお、松の岱グラウンドにつきましては、上町の本町周辺の地域の方々の避難場所として想定されるものであり、といの沢から一旦下まで下りてからまた上の方に上がっていく大回りなルートとなることもあり、土砂災害等の場合は役場庁舎に避難していただきたいということを申し添え、答弁とさせていただきます。

（議長）
　はい小林議員。

「小林議員」
　１問目に対して再質問させていただきます。
　災害対策は何よりも周知に尽きると思います。考えるよりも先に適切な避難所に足が向かうよう、子どもたちにもわかりやすいような取り組みが必要かと思います。
　そこで提案なんですけれども、町内の学校で子どもたちと共に避難行動の動画コンテンツなどを作成して、各所で継続的に映像を流すなど先進的な取り組みも期待しますが検討いただけますでしょうか。

（議長）
はい総務課長。

「総務課長」
小林議員の再質問にお答えします。
ただいまおっしゃった通り、とにかく災害起こったら自ら足が向いていく、まあそういったような意識付けになっていただければ、被害っていうのは、まあ最小限に防げるのかなと思ってございます。
それで、ただいまご提案のありました動画でございますけれども、ちょっとまあ、子どもたちでの動画コンテンツっていうのは、ちょっとなかなか、まあ関係機関、まあ教育委員会だったりとかと検討しながら、協議していかなければならないとは思ってございます。
ただまあ、動画等々でお知らせするっていうのは、これはまた、まあ視覚に訴える訳ですから、重要な手段かなと思ってございます。
それで今回、３月に改訂版のハザードマップ、配布させていただきました。そのハザードマップ、昨年作成する過程の中でですね、町内３か所で、まあ、避難行動計画などの説明会とか、それから講師先生を呼んで防災講話っていうのをやらせていただきました。
その防災講話の中でスライドを使って説明して、その中で動画とかも含まれている内容で、まあ、先ほど町長にもありました、「私だけは大丈夫」っていうようなことも気を付けてくださいっていう内容にもなっていますので、当然その許可を取ったりする必要などありますけれども、まあ許可してもらいましたら、そういった動画等をですね、まあ学校だったり地域だったりに配布、まあ、どうやって配布するかも含めて、そういったことを検討していきたいと思っていますのでご理解いただきたいと思います。

（議長）
いいですか。
はい。では小林議員の一般質問を終わります。

（議長）
次に小梅議員の発言を許可いたします。
小梅議員。

「小梅議員」
私からは１問のみ。ヤングケアラーについてお伺いいたします。

１８歳未満の子どもが家族の世話などを日常的に担うヤングケアラーに関する事が、この頃マスコミで頻繁に取り上げられております。
幼いきょうだいの面倒を見たり、家事の手伝いなどは当たり前のことで、私はその時の体験が大人になって今に至るまで、ずいぶん生かされていると、今でも思ってます。
ケアラーに対する法律上の定義は無いようで、それぞれの感じ方もあり線引きの基準も難しいと思いますが、ケアラーと判断されるのは、どの程度の労働負担行為をいうのでしょうか。
道ではケアラー支援の条例を施行し、相談や対面窓口を開設する方針との報道もありました。
江差町でも福祉計画策定に向けたアンケート調査で、ケアラーと思われる子どもが３．３％「ある」と回答されていましたが、今後詳しく調査するのでしょうか。
また、支援策としては「相談窓口があればいい」との回答が多かったですが、その対応はどうなってますか？
もしも近くに気になる子がいたら、当面、どこに連絡したらいいですか。伺います。

（議長）
町長。

「町長」
小梅議員のヤングケアラーについてのご質問にお答えをいたします。
小梅議員もご承知の通り、北海道では令和４年４月１日に、北海道ケアラー支援条例が施行され、この条例を実効性のあるものとするための推進計画を策定するとされております。
また、北海道の条例では、規定されるヤングケアラーとは、高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介助、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する１８歳未満のものとされております。
さて、北海道が策定する推進計画の中で、道民、事業者、関係機関、支援団体、市町村の連携のあり方と各々の役割について示されていることや、北海道が取り組む基本的な施策として３点掲げられております。
１つ目として「普及啓発による道民理解の促進」では、ポスターやリーフレットの普及資材の作成や、認知度向上のためのシンポジウムの開催、２つ目に「ケアラーの早期発見及び相談の場の確保」では、振興局ごとにケアラーの相談に応じる人材の育成や研修会の実施、３つ目に「ケアラーを支援するための地域づくり」では、地域のケアラー支援体制の構築、ヤングケアラー同士の悩み相談の場としてオンラインサロンの開設やヤングケアラー実態調査などの事業が進められる予定となっております。
このように北海道が行なう育成研修や相談の場の確保、ヤングケアラー実態調査な

どを活かしつつ、且つ具体的な取り組み内容を把握したうえで、江差町としてヤングケアラーの把握も含め、必要な取り組みや支援策を検討してまいります。
　また、相談窓口の対応は、とのご質問でございますが、北海道から通知のあった資料では、ヤングケアラー支援を実施するにあたっては、連携先として高齢者や障がい者の事業所、民生委員児童委員協議会、学校などと情報共有しながら進めることになっております。
　このため、情報共有の協議体は、江差町要保護児童対策地域協議会が適していると思っておりますので、事務局である江差町町民福祉課にヤングケアラーの相談窓口を設置する方向で検討してまいりますのでご理解いただきたいと思います。

（議長）
　はい、いいですか。
　はい、それでは小梅議員の一般質問を終わります。

（議長）
　次に出﨑議員の発言を許可いたします。
　出﨑議員。

「出﨑議員」
　２点について質問させていただきます。
　まず防災ハザードマップの活用についてお伺いします。
　防災ハザードマップが更新され、３月に配布されました。避難行動計画（マイ・タイムライン）を作成してみて、気が付いたことについて、以下質問します。
　１つ目、北部地区の鰀川・厚沢部川沿い、これ水堀、越前、中網、小黒部、鰀川、朝日地区になるんですが、では、洪水時の指定避難所は柳崎地区か五厘沢集会所しかありません。緊急避難場所として指定されている逆川公園、その管理棟を避難所として活用する考えはありませんでしょうか。
　２つ目、厚沢部川河口で最大遡上高１５．４６ｍの津波が想定されています。水堀保育園、ここは標高４．５ｍ、江差北小中学校、標高４．７ｍを避難所とすることに無理はないでしょうか。
　３つ目、地震、それに伴う津波には、よく余震があることが伝わっています。
　急傾斜地崩壊の恐れがある観音寺及び大澗寿の家が地震・津波避難所で問題ありませんか。
　特に笹山稲荷神社遥拝所境内内は急傾斜地崩壊の特別警戒区域内にあります。地震緊急避難場所として適当でしょうか。
　以上、伺います。

（議長）
はい町長。

「町長」
出﨑議員からの防災ハザードマップの活用に関するご質問、３点がございました。
お答えをいたします。
１点目、鰔川・厚沢部川沿いの洪水時の指定避難場所について、逆川森林公園管理棟の活用ができないか、とのご質問でございます。
ハザードマップでは、洪水時の指定避難場所は、議員のご質問にもありましたとおり、柳崎地区と五厘沢集会所の２箇所となっております。
水堀地区など川沿いの地区には指定避難場所はありませんので、必然的に柳崎あるいは五厘沢に避難することとなりますが、これは洪水浸水想定が５０年に一度の大雨、いわゆる計画規模から、１０００年の一度の大雨、最大規模に変更されたことに伴い、水堀コミュニティセンターなどの公共施設が区域内となってしまったことから、そのようになったものでございます。
厚沢部川沿いの浸水の恐れがある区域から柳崎や五厘沢への避難は距離がありますので違和感があるかも知れませんが、早期避難情報などにより浸水する前に避難してもらうこととなりますので、洪水の際にはその２箇所への避難を基本としつつ、議員ご提案の逆川森林公園管理棟は、老朽化している建物ではございますが、活用できれば避難所が１箇所増えることとなりますし、短い距離で避難ができますので、建物の状況を確認しながら検討していきたいと考えております。
２点目は、津波の厚沢部川河口の最大遡上高は１５．４６ｍであるのに対し、避難所としている水堀保育所や江差北小中学校は海抜が４ｍ余りとなっていますことから、避難所とすることに無理があるのではないか、とのご質問でございます。
津波浸水想定の見直しがあり、津波の高さのみの「浸水深」から建物などにぶつかってせりあがった高さ、「基準水位」に変更となりましたが、シミュレーション上は水堀保育所や北小中学校が建っている箇所は、変更となった後でも浸水区域外となっておりますので、町としては基本的な考えに沿って両施設を避難所としているところであります。
最後に３点目でございますが、急傾斜地の崩壊の恐れがある区域にある観音寺や大澗寿の家、笹山稲荷神社遥拝所が、地震や津波の緊急避難場所となっていることの適切さについてのご質問でございますが、基本的に急傾斜地の崩壊は大雨による災害を想定しているものでございます。
一方、地震の際の津波については高台に避難することが基本となりますので、それらの場所を避難場所としているところでございます。
また、緊急避難場所は一時的な避難場所という位置付けでありますし、崩壊の危険性が想定される場合には、それまでの間に他の避難場所に移動していただくことにな

るものですが、なお適当な避難場所が考え得るかということは、今後も検討していきたいと考えております。
　住民説明会などの場において、津波の際の緊急避難場所であることなどの周知も図ってまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

（議長）
　はい。出﨑議員。

「出﨑議員」
　再質問いたします。
　まあ国とか道の基準で作成されているんでしょうから、まあ、こういうような今、結果になっているんですけど、やはり現状に即した対応がですね、必要じゃないかというふうに思っています。
　まあ今後、住民説明だとかそういう機会捉えて、まあ高いところとかですね、安全なところへ避難する、まあ自分の判断での行動、これも重要であるというようなことをですね、伝えてもらうのがいいんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

（議長）
　はい。総務課長。

「総務課長」
　ただいま出﨑議員からの再質問でございますけれども、これはまあ私が特段、特段って言ったら変ですけども、まあ皆さんご承知の話だと思うんですけれども、まあ、とにかく地震が起きれば津波の恐れが考えられます。まあ震源地にもよりますけれども、それで地震が起こるたびに、やはり、とにかく逃げなさいと、まあ海から遠いところとか高いところに、とにかく逃げなさいというのは、まあ、これは鉄則ということで、まあ、そういうふうに言われているところでございます。
　まあ、そういったこともございますので、まあ例えば避難訓練を行う時ですとか、まあ住民説明会とか、まあ、そういう機会ございましたら、そういった機会を利用してですね、まあ議員おっしゃる通り、安全なところへとにかく逃げなさいと、そういう周知の方はしていきたいと考えてございますのでご理解願いたいと思います。

（議長）
　いいですね。いいですか。
　したら２番目の質問。

「出﨑議員」
２つ目の、２番目の質問ですが、洋上風力発電に伴う電線網整備の要望についてお伺いします。
洋上風力発電事業が「促進区域」に指定されるためには、昨年できなかった一段階上の「有望な区域」に進める必要があります。
その課題の一つとして、送電線空き容量不足解消が言われています。
今後、有望な区域に進めるために、国が検討している本州への北本連系線の増強及びそこまでの陸上送電線網の整備とどう向き合って進めるおつもりか、方針を伺います。

（議長）
はい町長。

「町長」
出﨑議員からの２問目、洋上風力発電に伴う電線網の整備に関するご質問にお答えをいたします。
議員ご指摘の通り、檜山沖は現在、洋上風力発電の区域の位置付けとしては「一定の準備段階に進んでいる区域」であり、洋上風力発電を推進する立場としては、一つ上の「有望な区域」、もう一つ上の「促進区域」を目指しているところでございます。
ところで、北海道エリアの今後の再生可能エネルギー導入拡大などのため、北本連系線の増強を検討する必要があるとされています。
北海道では、檜山沖のほかに松前沖、島牧沖、岩宇・南後志地区沖、石狩市沖などが洋上風力発電の有力区域と目されているほか、陸上風力発電でも大規模なものが計画されておりますし、地熱やバイオマス発電などもあり、北本連系線の増強は檜山沖の洋上風力発電に限らず、北海道の再生可能エネルギー全般に関わるものであり、ひいては国が進める温室効果ガスの排出量をゼロを目指すカーボンニュートラルの達成にも少なくない影響をもたらすものであると考えております。
このようなことから、北本連系線の状況に関しては、国が主導的に取り組んでいただきたいと考えており、また、現に取り組んでいるところですが、洋上風力発電を推進する区域としても積極的に国に働きかけしていきたいと考えており、檜山管内洋上風力事業推進協議会として、関係各町と連携して行動していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（議長）
いいですね。はい。
以上で、出﨑議員の一般質問を終わります。

（議長）
次に小野寺議員の発言を許可いたします。
小野寺議員。

「小野寺議員」
今回、３点一般質問いたします。この３点は、この間、一般質問、それから予算質疑でこの間、皆さん方に、町長だけでなく担当課長からも色々私の質問に対して答弁をいただいてきたものでございます。
で、ただ、この間、人事異動で課長が変わるということもありまして、まあ実績に町長答弁がどうそれを実行するか、若しくは検討されるかということは、各課の課長さん方、それで、課長が変わるたびに話がまた元に戻るということも、正直言ってこの２０年３０年、何度もありました。
改めて、この間、私の一般質問、予算質疑で答弁されたことを踏まえた上での、町長それから担当課長の、まあ再質問した場合ですね、答弁をいただきたい。そのことを先にお願いしておきます。
それでまず１問目です。
不登校児童・生徒に対する抜本的対策についてですが、これも先だって、１２月議会等で行ってまいりました。
で、この間、改めて私、例えば檜山教育局、担当課長とも意見交換させていただきました。
また、この質問の中にありますカウンセラーの問題で言いますと、道南で言うと函館、それから直接カウンセラーではなくても一定の対策で言うと北斗市、それから檜山で言うと、カウンセラー町独自の配置、今金、あ、せたな町など、直接話も聞いたりして、改めてこの間の答弁に対して、私は、更なる改善を求めたいという立場で質問をいたします。
で、まず１つ目。この間、この問題を出すときに、考えてみたら、私も大変不十分だったんですが、そもそも不登校の児童、まあ小学校児童、中学校生徒、どれぐらいいるのかということを、しっかりとした、この場でお聞きすることがありませんでした。
で、改めて、対策を取るとすると、実態がわからないと打ちようがない、という意味で、過去５年間、まあ色々統計、文科省のあるんですけれども、９０日以上不登校の児童、で、これは連続ということもあれば、まあ何回か学校にまた来る、また不登校ということもあって、それが１年間、まあ４月から３月末まで合わせて９０日以上ということの文科省でのカウントですが、その児童数、まあ小学校、生徒数、中学校をまず教えていただきたい。で、その上で、ということになります。
まあ、これから、という問題もありますが、この間、改めて少しお聞きしたい。
まあ実績には、私もだいたい、この間、不登校の子どもさんはある程度いるという

ことが、直接相談も受けたり、色々聞いて一定程度押さえておりましたが、その子ども達、児童生徒がどういうふうになってきているのか。学校に戻ると言いますか、改めて学校での勉強に行く、若しくは不登校が続いている、若しくは、これはなかなか難しいと思うんですが、文科省の方で、国の方で法律も作って、法律も作って、教育支援センターという名称、まあ若しくは不適応指導教室という言い方するんですけども、学校以外で学びの場を確保する、まあそういうところ。若しくは民間等、ＮＰＯ等で、この間

（議長）
小野寺議員、質問してください。

「小野寺議員」
質問しています。議長、やめてくださいね。同じこと。

（議長）
いま小野寺議員はね、自分の

「小野寺議員」
ここのこと、書いてることいま読んでるでしょ。やめてください、議長。

（議長）
それは、色々質問するための理由だ。

「小野寺議員」
議長

（議長）
質問してください。ピンボケしてしまってる。

「小野寺議員」
議長

（議長）
質問をしてください。議事進行。

「小野寺議員」
質問をね、止めるのやめてくださいね。わかりましたか。

（議長）
　質問をしてください。

「小野寺議員」
　民間のＮＰＯ等のフリースクール等の活用、こういうことがあったのか。
　また、結果的には不登校のまま卒業してしまった、私も、残念ながら不登校のまま卒業して引きこもりになった事例、地域におります。
　まあ、そういう実態がどうなってきているのか、つまりそれは江差の教育行政を反映するということにもなるし、その結果をしっかりと対策につなげていくという意味で、この間の状況を押さえておく、これは絶対必要だと思います。まあ、そういう意味で（２）のお聞きをいたします。
　次に（３）。それで改めて、この間言ってきたこと、不登校児童生徒に対する抜本的対策ということで、改めてお聞きいたします。
　で、まず、さっき言いました、他町の実態を見て、私は、カウンセラーの配置、町独自のカウンセラーの配置、これは本当に急がれると思いました。
　改めてですが、北海道から派遣されているスクールカウンセラー、それは一定の役割を果たしておりますが、不登校児童に対して、特に困難を抱えているというのが、当然、不登校児童の場合出てきます。複雑に家庭の問題、学校との関係、子どもさんといじめの問題などなど、そういう中で、しっかりと恒常的にカウンセラーが、その家庭、児童とつながっていくという体制が無いと解決にならない。残念ながら北海道の配置されるスクールカウンセラーでは、１年間に何回しか来ない、若しくは１年間通して来ない、そういう実態からは、しっかりとした教育相談とはなっていない。
　昨年取り上げましたが、江差町では、江差町に住む子ども達の誰一人取り残さない、こういう教育目標があります。これが本当なら、こんな、今までのような放置ということは許されないと思います。
　私自身が実体験として相談にあずかっている、そういう状況からも、町独自のカウンセラー配置、これをやればもっと早く解決できたのかも知れない、そういう思いから①として要求をいたします。
　それから２つ目。先ほど言いましたが、実は町長、教育長、ご存じだと思いますが、もう６年前になりますか、国の方でこの間の不登校児童生徒に対する対策、抜本的に大きな変更で法律を作りました。前にも言いました、教育機会確保法、これが知られていない、教育委員会でどこまでこの問題についてしっかりと受け止めていたんでしょうか。町長部局だってそうだと思います。この法律、残念ながら知らないという人が何人もいました。
　この問題で、この法律で、教育支援センター、学びの場をきちっと作りましょう、まあ適応指導教室という名前で設置しているところあるんですが、学校に行けない、

であれば、もし学ぶという意欲があるのであれば、別な場所を確保しましょう、数年前ですと大きな市町村、札幌市とか、函館とか、大きなところしか設置しておりませんでしたが、この最近、町村段階で、小さいところ、江差よりも小さいところも含めて、独自でこの適応指導教室を設置しているところがあります。

ぜひ、私、江差町でもこの設置を進めていただきたい。教育長若しくは町長にこのことについてお聞きしたいと思います。

（議長）

教育長。

「教育長」

小野寺議員の１問目、不登校児童生徒に対する抜本的対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず１点目と２点目の、過去５年間における不登校児童、生徒の実態と現状につきまして、関連がございますので一括して答弁をさせていただきます。

過去５年間における町内小学校における９０日以上の不登校児童については、延べ１０名となっております。

一方、中学校では延べ２４名となっており、小中合わせて延べ３４名という実態であります。

小中全体の各年平均では約７名となりましたが、最小で５名、最大で８名という結果となっております。

小中別の年平均では、小学校で２名、中学校で約５名という結果です。

全体的傾向としては、一度不登校となってしまうとそれが長期化するという状態が窺えます。

不登校児童生徒の現状につきましては、全ての方について詳細には把握できておりませんが、高校へ進学、あるいは仕事へ就き、励まれている方もいる一方、残念ながら不登校のまま改善できずに卒業された方がいることも事実です。

中学校卒業後の就学、就労や引きこもりへの支援策として、関係行政機関が連携したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な支援体制を充実していくことが課題のひとつであると受け止めております。

次に３点目の不登校児童生徒に対する抜本的対策についてお答えいたします。

町独自のカウンセラーの配置に決断を、とのことですが、議員ご承知の通り、現在の町の体制としては、北海道公立学校スクールカウンセラー制度を活用させていただきながら、いじめや問題行動、不登校、虐待など多様化している児童生徒が抱える課題の解決に向け、教育相談、生徒指導にあたっているところでございます。

当町は、学校や地域の状況などを考慮して効果的な支援が行き届くように２名のスクールカウンセラーを配置いただいておりますが、配置の形態としては、拠点校配置

と言って、主に中学校を拠点校として、当該中学校区内の小学校を派遣校として、併せて担当する方法を取っております。

このため、江差中学校、江差北中学校がそれぞれ拠点校として位置付けられており、江中には南が丘小学校と江差小学校、北中には江差北小学校が派遣校とされているものでございます。

今年度配置時間数については、江中が６１時間、北中が８０時間で内示を受けており、一月に１日程度勤務いただくことで計画されております。

不登校対策につきましては、こうした支援体制を敷きながら現場の教員間での組織的な連携はもちろんですが、校長会議、教頭会議で情報共有を図り、指導主事を通じた指導、助言等の援助を行い、事案ごとに必要な対策を講じております。

さらに今年度は、児童生徒、教職員及び保護者の心のケアに関することなどを職務とする「江差町スクールアドバイザー」を新たに教育委員会へ設置しました。

アドバイザーには、北海道公立学校スクールカウンセラーの資格要件を条件として、管内中学校の学校長を退職された方を任命いたしました。

アドバイザーは、同じく今年度新設した生涯学習推進員を兼務する方でもありますので、そういった立場も含めて学校との連携を深めながら、指導主事と役割分担して、不登校、いじめ問題行動などに対して教育支援を行うとともに、関係機関との連携調整にあたってもらっております。

また、個別的な事案に応じて学校や家庭へ直接訪問し、共に対応していくこととしておりますが、児童生徒、保護者に対する定期的な教育相談日の開設についても、今後、検討してまいります。

なお、こうしたアドバイザー活動が広く町民にも認識いただけますよう周知に努め、当町の教育支援体制の、より一層の充実を図ってまいります。

このような体制の下、現場経験を積み重ね、更に様々な研修機会を利用して研鑽に努めていくことを基本としておりますので、町独自のカウンセラー配置につきましては、その職務が個から集団、組織までを視野に入れた心理的な支援を行う高度な専門性を備えた資質、能力が求められるということからすれば、人材確保の面からも困難であると捉えておりますのでご理解願います。

最後に、教育支援センターの設置についてでございます。

議員ご指摘の通り、道内的にも徐々に町村単位で整備が進められております。

教育支援センターは、不登校児童生徒などに対する指導を行うために学校以外の場所や学校の余剰教室等において学校生活への復帰を支援するため、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導などを組織的、計画的に行う組織として設置されるものであります。

当町における近年の推移を踏まえれば一定程度必要性を認める部分はありますが、まずは近隣市町村で既に行われている事例から情報収集を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

（議長）
昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩　１２：００
再開　１３：００

（議長）
休憩を閉じて再開いたします。はい教育長。

「教育長」
大変申し訳ございません。小野寺議員に答弁した内容にですね、一部誤りがございましたので訂正したいと思いますがよろしいでしょうか。

（議長）
はい。

「教育長」
私の答弁した内容について、（３）番、不登校児童生徒に対する抜本的対策を、の中で、①町独自のカウンセラー配置に決断を、という質問の中でですね、北海道公立学校スクールカウンセラー制度のですね、各学校への配置時間数について答弁いたしましたけども、この際に江差中が６１時間、北中が８０時間というふうな答弁をいたしましたが、これについては誤りでございまして、江差中学校が８０時間、北中学校が６０時間の誤りでございます。訂正してお詫びを申し上げます。申し訳ございません。

（議長）
はい。それでは小野寺議員いいですか。
はい、小野寺議員。

「小野寺議員」
教育長の方から答弁をいただきました。
ただ、今もありましたが、北海道の派遣しているスクールカウンセラーの実態、数字的にいくら言っても中身は、例えば、これは文科省の報告ですが、スクールカウンセラーの相談内容、別に不登校だけに限らないんですよ。いじめ問題、心身の健康、保健、発達障がいなど、友人関係などなど、まあ全国的な統計で言うと不登校は４分の１。
ですから、先ほどの数字は、私が言った、全然、道のカウンセラーが、一人ひとり

のきめ細かい不登校の相談に乗るという体制では、あれでは全く少ないということだけは言っておきたい。
　もう一つ。アドバイザー、町独自でアドバイザーを４月から配置するということについて、これあの、３月の予算議会でなんで説明しなかったのと言いたくなるんですが、いずれにしてもこれは一定程度前進ということは、それはそれとして受け止めます。
　ただ、先ほどありましたが、町教育委員会のアドバイザーは先ほどの答弁で言うと、生涯学習の方と兼務。
　ですから、極力、やはり私は不登校対策、まあスクールカウンセラーで全力的に関われる体制を、是非今後作っていただきたいと、まあ要望に留めます。
　次、２問目に移ります。いいですか。

（議長）
　２問目。

「小野寺議員」
　はい。
　これも、この間、質疑等で取り上げてまいりました、町有地の樹木の保護・育成・管理、どうなっているのかということであります。
　江差、歩くと、本当に私は、樹木、まあ花、緑地も含めて、緑が多いなと改めて思っております。
　まあ、その点で改めてお聞きしたいと思うんですが、これは実は町内会の中で複数の方から、これから質問する内容、どうなってるのということで私の方に来ております。
　それで、改めてお聞きします。少し観点を変えて、またお聞きしたいと思います。
　で、まず、基本的にはこれ町有地、若しくは町有施設、まあ公園等ですね、その土地にある樹木のことであります。
　まあ、いわゆる道路沿い、まあ街路樹と言っていいと思うんですが、まあ街路樹、若しくは運動公園、まあこれもですが、江差町、先ほど言いました、緑と豊かな生活環境にすると、これは、まあ町長も、皆さん方の行政の中でもそれぞれ関わるところで、当然それは一義的にあると思います。それで質問いたします。
　で、３つお聞きします。
　で、まず、私今回、特にお聞きしたいんですが、町有地と言うか、まあいろんな施設、運動公園など、いろんな団体が、個別の事業者が、まあ記念植樹とか、何々記念とかですね、何かの事業で植樹をしてまいりました。で、それがどうなってるのか、植えっ放しなのか、きちっと保護・育成・管理ということが、どこの責任で行われているのか。

具体的な状況を見たことを踏まえて質問しております。これが１つ。
で、２つ目に、いわゆる街路樹、まあ法的、条例等でどうなってるかというのもあるんですが、いわゆる道路沿いにある樹木の保護・育成・管理、どうなっているのか。
これは前にも聞きましたが、私はまた、場合によっては２問目で改めて違った角度でお聞きします。
それから、特に運動公園、先ほど言った記念植樹なども含めて、運動公園内には本当に緑が豊富です。まあ樹木以外も含めてですけどね。あれ、どうなってるのか。保護・育成・管理。この点について改めてお聞きしたいと思います。

（議長）
町長。

「町長」
小野寺議員からの、町有地の樹木に関するご質問にお答えいたします。
まず町有地や町有施設敷地内に植樹された樹木につきましては、植樹された団体や事業者の皆さまで下刈りや補植、枝打ち等を行っているものがありますが、樹木の寄贈や町主催により植樹した場合は町が管理し、一部関係団体のご協力をいただいて下刈りや枝打ちなどの保育を行っております。
２番目の、道路沿いの樹木、いわゆる街路樹につきましては、地域の皆様により管理いただいているものも含め、その多くは景観的な視点や周辺への影響、生育状況等を踏まえて対処している状況となっております。
また、３つ目の運動公園に関しましては、これまでに地域の団体や事業者等の皆様より寄贈いただいた樹木が各所にございますが、公園管理の一環として定期的に周辺の草刈りを行っているところでございます。
ご質問の主旨としての、「町をみどり豊かな生活環境とするための樹木の保護」の必要性につきましては私も意を同じくするところですが、一方で各種樹木の保護に関しましては課題もありますことから、今後、檜山振興局森林室などとの連携を図りつつ、どのような取り組みができるか検討してまいります。

（議長）
はい、小野寺議員。

「小野寺議員」
今の町長の答弁の一番最後が、もしかしたら今までよりも一歩、半歩かな、進んだ答弁、つまり、なかなか問題点、町の答弁の中には、自ら出す訳にはなかなか行かないということなのか、まあやってますと、しかし、道のいろんな今、取り進めてると

ころと連携取りながらということだったんだと思いますが、ちょっと安心してもいられないので、１つ２つ、本当にそういうふうに行くのか。

それで、結局ね、町有財産なんですね。つまり、課で言うと財政課。で、木が、いわゆる街路樹、私は街路樹と言ってるんですけれども、道路沿いにある樹木が、立派な樹木がもう伸び切っちゃって、電線にぶつかって、もう危なくなったからって言ってね、もうね、ぶった切られてんですね。もう剪定も何もあったもんでない。もう邪魔だから切ると。だから樹木の管理も何も無いんですよ。

それで、例えば、これ残念ながら建設課ということにならないんですけれども、仮に建設課サイドだとすれば、国交省で道路緑化技術基準というのがあって、で、その場合、まあ、まだ義務付けというところでなくて努力規定の部分が多いんですけれども、管理、これがさっき町長の答弁の最後の方の、道とも、というところなんでしょうけれども、まあこれは国でもやってますからね。一定の、道路に関して言うと、道路を巡回して、ですから道路でないとすると、いろんな町有地の中にある樹木も私、そう思ってるんですが、巡回で確認された樹木については、これは剪定が必要だ、除草が必要だ、病虫害の防除が必要だ、水やりが必要だと一定の管理、それがどうなってるのと、なってませんよね。もしあるんだったら言って欲しいんですよ。

それから、その樹木によってはもう、少し場所を変えなけりゃならないということも含めて、さっき言った、これはどうしても、いろんなところで、まあそれが電線なのか電柱なのか、民家にちょっと影響与えると、伸び切っちゃってですね。で、そういう点の管理、移植なども含めた、そういうものが無いですよね。

それで、江差町で、例えば、さっき運動公園の話ありました。でも運動公園の、あれは都市公園です。ですから都市公園の条例ということになるんですけれども、少なくとも条例では、このことについてこうするということ何もないんですよ。無いんです。

精神的な規定で言えば、前にも言いましたけれども、これは担当で言うと林務課になるんでしょうかね、「江差町みどりの環境づくりに関する条例」で、これは目的ということで江差町みどり豊かな生活環境にするために樹林及び樹木を保護して優れた自然環境云々かんぬん、でもこれは飽くまでも理念的な規定で、実際上は保護樹林を指定するということで、これはちょっとなかなか、これを持ってくる訳に行かない、つまり、再質問しますが、先ほどの町長の最後の答弁も踏まえて、江差町としてしっかりと、その樹木、まあ樹林ということになるのか、それをどうするか。１年間通して、若しくは多年に渡ってどういうふうに管理するのかということを、私は無かったらダメだろうと、まあ場合によっては道路の方でできればそれは、道路で言う街路樹ということになるんでしょうけれども、今は違いますよね。だとすると、どこの課かわかりませんが、単に町の財産のところにあるから、財産として邪魔だから切ると、そんな単純なもんでないだろうと、たぶん町長の答弁はそうだろうと思うんですが、きちっと、個別の、規程になるのか、要綱になるのかわかりませんが、そういうもの

を作って、しっかりと江差町の木を育て、守り、育成していくと、そういうことが必要だと思うんですが、それが最後の町長の答弁の中身だろうと思うんですが、改めて答弁を求めたいと思います。

（議長）
はい、財政課長。

「財政課長」
ただいまのご質問にお答えいたします。
私も町を歩きまして感じましたことは、まあ議員おっしゃられましたように、樹木の適正な管理がはたして行われてきたかという部分については、全てがそうではないなというふうに感じております。特に、様々な樹木がございますが、ただ剪定されて樹木の形を成していないというようなところも多々ある状況にございます。
そういった意味では、これまで、ただ人様に迷惑をかけるだとか、電線にかかったということでの伐採というのが主となってございましたが、今後につきましてはその樹木に応じた選定のあり方というものをですね、専門的知識を持った機関と相談をさせていただきながら管理していくことがまずは必要になるのかなと思います。
現状におきましては、既にある樹木でございますので、これらを全て取り除いて、また新たなものということには、それは残念ながらできませんが、今後の管理におきましては、その樹木に応じた適正な管理につきましても、その、先ほど申し上げましたように、専門的な知見を持った方との相談を踏まえて管理できればなと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

（議長）
はい、小野寺議員。

「小野寺議員」
はい、是非よろしくお願いいたします。
それでは最後、３問目です。
これも予算質疑で行ったことなんですが、３番目、土砂災害等の区域指定に係る固定資産税減額の方法の検討状況はということであります。
それで、このことについて、これも課長変わりましたが、かなり詳しい答弁がいただきました。
で、まあ要約すると、まあ、そういう土砂災害等のですね、区域というようなことがあった場合には２つの方法があるという答弁でありました。
で、１つが評価替え、固定資産の評価、３年に一度で、これは昨年評価替えしましたから、今年２２、２３、２４。西暦で言うと２０２４年の評価替えということにな

りますけれども、その評価替えに使う路線価、まあ道路沿いのですね。その路線価を減額する方法が１つあると。
　で、２つ目が、この地域指定、この地域指定っていうのがどれだけのことを、どういう部分があるのかというのはちょっとわからないんですけれども、つまり土砂災害等の危険区域だけのことを言うのかわかりませんが、地域指定された土地自体の評価を落とすという方法、どちらにしても時間がかかるということでありました。
　それで、私も色々調べましたが、結構面倒ですね。あの、そう簡単に、あの、江差町がやれる訳ではない。専門のいろんなもの、力も借りるということになりますので、来年、再来年、本当に具体的に、この方法どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

（議長）
　町長。

「町長」
　ただいま土砂災害等の区域指定に係る固定資産税減税の方法の検討状況についてのご質問をいただいております。
　土地の評価につきましては３年に一度評価替えを行うこととなっており、次の令和６年度の評価替えに合わせて、北海道から土砂災害特別警戒区域に指定された地域、いわゆるレッドゾーンに関しまして、建築規制等の土地の利用制限等が土地の価格に影響を与えると考えられるので、固定資産税の減税を検討することで考えているところでございます。
　具体的には、土地の評価につきましては不動産鑑定士に土地の鑑定業務を委託することで取り進めており、土砂災害特別警戒区域に指定されている土地を考慮した評価についての対応につきましては、可能であるとの回答を得ているところでございます。
　そこで減額の方法についてでございますが、ご承知の通り１つ目が評価替え時に路線価自体を減額する方法で、２つ目は地域指定された土地自体の評価を落とす方法となりますが、２つ目の方法は評価額を出してから地域指定された土地に個別で補正を掛ける方法となります。
　減額の方法につきましては、個別で補正を入れることは大きな業務負担となることから、１つ目の評価替え時に路線価自体を減額する方法で考えておりますが、特殊事情により個別で補正を掛けなければならない地点が存在する可能性があることから、今後、担当の不動産鑑定士と協議を進め、江差町の土地の実情に合わせた方法で検討することで考えています。
　また、指定された地区が相当数あることから、令和６年度まで時間を要することをご理解願いたいと思います。

（議長）
いいですね。
はい、小野寺議員。

「小野寺議員」
たぶん私の再質問は担当課が、課長が答えるかなと思うんですが、わかりました。これから鑑定士等ということですが、が、それにしても、今年来年ですよ。
わかる範囲でちょっと課長答えていただきたいと思うんですが、まず一つは、今の私の議論はですね、土砂災害等、等って言ったんですけれども、まあ先ほど答弁の中にもあったかと思うんですが、いわゆる、国の方で示してるのは、いわゆるレッド、赤、あの特別警戒区域なんですね。ですから、まずそこが、限られたところ、いわゆる、土砂災害で言うとイエロー、危険区域、今あの、ハザードマップ見れば黄色で塗られたところ。で、その中に、まあレッド、特別警戒区域。ここはもう売買だとかですね、もうだめですよということになるんですか。
でも、住民の方は、というか家を持っている方は、自分の土地が実際としてですね、レッドもイエローも同じように土地が見られると、ですから、例えばこれから進めるうえで、どうなんですか、この区域指定というところに、いわゆるイエローということも考慮されないのか、レッドほどは下がらなくてもですね、イエローも一定程度やっぱり評価を下げるということが必要ではないか、などの論議もできるのかどうか。ちょっと私、国の色々読んでもですね、かなり厳しいですね。だからこの国の言っていること通りになるのかどうかという論議も含めてですね、早く進めなきゃなんないと思うんです。それはちょっとわかりませんが、どことの協議、鑑定士さんとの協議？国と何か協議？鑑定士さんが全部そこらへんやるの？ということも含めて、ちょっと段取りですね、けっこう法的な解釈というか、実態が合うの？というか、出てくると思うんですよ。
で、ついでに言えば、ちょっと私わからないんですが、路線価ってさっき出ました。基本的には路線価自体の減額、但し町長の答弁の中には、それだけではなかなか評価できないところも、まあ個別の部分っておっしゃってましたが、固定資産評価、全部が全部路線価でやれる訳じゃないですね。いわゆる倍率方式って言うんですか、倍率地域と言いますか、路線価の無いところは倍率、例えば１．１掛けるとか、江差の場合はだいたい１．１なのかも知れませんが、つまり、路線価だけでは評価替えの場合の減額を全部見ることもできないかも知れないという問題。だからどうやるかという部分については、本当に地域の状況を見て、かなり、江差町内にたくさんある、まあイエローも含めれば、区域の中で、固定資産税、少しでも安くしてもらいたいと、低くしてもらいたいと、減額してもらいたいということに応えるとすれば、かなりきめ細かな法律の解釈等々含めてやんなきゃなんないと思うんです。で、そこらへん、どういうふうな段取りになるのか、ただ単に鑑定士？不動産鑑定士だけで済むことなの

かどうか、非常に私、わからない点があるので、ちょっとわかる範囲で教えていただきたいと思います。

（議長）
はい税務課長。

「税務課長」
まず、再質問についてお答えします。
減額する対象の指定地域につきましては、土砂災害防止法に基づいて、議員ご承知の通り、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンと、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンを都道府県が指定することとされております。
それで、警戒区域と特別警戒区域の違いについては、まずイエローゾーンにつきましては、土地災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域であり、これについては危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域とされております。
そしてレッドゾーンにつきましては、土砂災害が発生した場合、建築物が損壊して住民の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、この地域に関しては法律により特定の開発行為に対する許可の制限や、建築物の構造規制などが行われる区域とされております。
したがってイエローゾーンについては、法律上の制限等はございませんが、土地の評価上問題となるのがレッドゾーンに指定された場合でございます。
ただいま申し上げた通り、レッドゾーンに指定されると建築物の構造が規制されたり、特定開発行為とされる老人ホーム、幼稚園、病院などの要援護者関連施設の建築や、住宅宅地分譲などの開発を行う場合には事前に道の許可が必要になることから、指定されてない地域の宅地と比べて制限を受けてしまうということになります。
それで、まあ減免の根拠につきましては、まあ令和６年度の固定資産の評価替えに関する留意事項について、という通知が総務省から令和４年５月２３日に出されております。
この通知によると、法規制などにより利用制限などのある土地の評価という項目があり、その内容は、法令などによる開発行為の制限、建築規制などの土地の利用制限などが土地の価格に影響を与える場合には当該影響を適正に反映させることとされていることから、減額の対象地域についてはレッドゾーンを、ということで考えているところでございます。
なお、土地の評価については２通り考えられるということで、まあ、路線価自体を減額する方法によってやる方法と、土地の評価額を出してから補正を掛ける方法ということで、これについては鑑定士と相談、今、しているところなんですけれども、鑑定士によると、特殊事情、これについては路線価のみでは多額に不均衡が生じること

など適正な価格が算出できない場合も考えられると、で、これは調査地点を増やすことで対応可能であり、鑑定士からは、数点、調査地点を増やす可能性はあるとの回答を得ているところでございます。
それで、令和６年度に向けて、平成（正しくは「令和」）４年度、平成（正しくは「令和」）５年度に単年度で契約するんですけれども、平成（正しくは「令和」）４年度の契約が終了したことから、早急にですね、令和６年度に向けて、鑑定、て言うか評価ですね、減額の評価等々進めてまいりますので、どうぞご理解いただくようお願いいたします。

（議長）
はい、小野寺議員。

「小野寺議員」
今の答弁、結局私が先に言った、イエローは残念ですが減額の対象にはならないということの確認と、特別警戒区域でやるにしても、今の話ですと、まあ路線価、まあ全部が路線価無いにしても、少し調査地点を増やして、今まで路線価でないところも、まあ特に今回レッドゾーンになるところについては、仮にそこが路線価が無くても、まあちょっと調査地点を増やして、まあそういうふうにしていきましょうという答弁だったんだろうと思いますが、結果的に、住民の立場から見たら、そこの仮に、その利用の状況といいますか、レッドもイエローもね、そんなに変わらないんですよ。あそこちょっと危ないなんだねということからすれば、自分の土地が、全体の評価がもう下がるということについては、イエローもレッドもねえ、これ残念だけど、この国の通達と言うんでしょうか、何て言う、これはもう、この決定、これ自体はもう決定事項、町村がどうのこうのということではないということなんですね。
まああの、わかりました。まあそうしますと、可能な限り、まあ残念ながらレッドの部分なんでしょうけれども、この補正率、特別警戒区域、レッドの部分のこの補正率が０．９、０．８、０．７ということで、最大でも３０％？ということですか、これ。
だから仮に、自分の家が全部レッドになったとしても、補正率から見ると、ああ違うかなこれ、最大５０％までなのかな、あの、そこらへんはもう決まってるもんなんですか。それともこれからその補正率というか、色々検討される部分があるんでしょうか。
あの、ちょっと私見ている部分で言うと、その補正率、最小値は０．５とかっていうのちょっとあったり、補正率が０．７まで、つまり３０％しか減額できない、これはこれからの、これからの検討状況ということになるんでしょうか。

（議長）
はい、副町長。

「副町長」
はい、あの、ちょっと私の方から、かいつまんで答弁させていただきますけども、あの、レッドゾーンをまず評価替えの時に向けてやるというのは間違いございません。
これはまあ努力義務っていうか、そういう状況です。まああの、押並べて檜山管内の状況や、そういったところも、まあ調べて、下調べはさせて答弁にしてる内容でございますけども、全部の市町村がやってる訳ではございませんけども、議員承知の通り、江差町は、この、まあ言わば階段の町でございますし、北部から椴川まで見渡すと、かなりの、言わばイエローゾーン、レッドゾーンがある訳でございまして、まずはこのレッドゾーンに向けて、それからあの、今、係数のお話ししましたけども、実はあの、まあ現場から私も事情聴取しましたけども、中身も見ましたけども、既に急傾斜地的な場所にあるところは補正係数が掛けられてるんですよ。ただ、それは、このレッドゾーンのところで被る部分が結構あるだろうなというふうに思いますんで、一概に、そこのレッドゾーンのところは更にプラス１割になるのか、プラス３割になるのかというのは、今ここではお答えできませんので、土地、まあ不動産鑑定士に、先ほど、それぞれの地域、それは田沢であったり新栄町であったり中歌町であったり色々違いますんで、あの、言わば、今持ってる路線価も含めた中で、それをベースにしながらですね、あの、次の評価替えまでにレッドゾーンの部分をまず向けてやって行きたいと、このように思ってます。はい、以上です。

（議長）
以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。
以上で、今定例会に通告のありました一般質問は全て終了いたしました。
これで、一般質問を終結いたします。

（議長）
日程第５、報告第１号、令和３年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
報告第１号、令和３年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでござい

ます。
　令和４年度に繰り越して使用とする１９事業に係る予算について、別紙計算書のとおり繰り越ししたことから、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、これを報告するものでございます。
　具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
　財政課長。

「財政課長」（補足説明）
　令和３度中に事業を完了することが出来ないことから、令和４度への予算繰越しの議決をいただいた事業について、繰り越した予算額などを報告するものでございます。
　議案書２ページ、３ページに記載している１９事業を繰り越ししたものですが、それぞれの繰越額財源内訳につきましては、議決された範囲内で記載の金額となっておりますので、説明は割愛させていただきます。
　以上で、説明を終わります。

（議長）
　以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
　質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
　質疑希望ありませんので、報告第１号については、以上で終わります。

（議長）
　日程第６、報告第２号、令和３年度江差町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。
　提案理由の説明を求めます。

（議長）
　町長。

「町長」（提案説明）
　報告第２号、令和３年度江差町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。
　令和４年度に繰越して使用しようとする下水道管理センター脱水機の更新にかかる予算について、別紙計算書のとおり繰り越ししたことから、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、これを報告するものでございます。
　具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
　はい。建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）
　それでは、私の方から説明申し上げます。
　議案書６ページをお開き下さい。先程の一般会計と同様に、公共下水道特別会計におきましても、令和４年度への予算の繰越しの議決をいただきました事業につきまして、繰り越しした予算額を報告するものでございます。
　繰越した事業につきましては、下水道管理センター管理費でございまして、繰越額は議決いただきました金額と同額であり、財源内訳につきましても記載のとおりでございます。
　説明は、以上となりますので、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
　以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
　質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
　質疑希望ありませんので、報告第２号については、以上で終わります。

（議長）
　日程第７、報告第３号、令和３年度江差町水道事業会計繰越計算書についてを議題といたします。
　提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案理由）
報告第３号、令和３年度江差町水道事業会計繰越計算書についてでございます。
令和４年度に繰越して使用しようとする、雷害復旧工事に係る予算について、別紙のとおり繰り越ししたことから、地方公営企業法第２６条第３項の規定により、これを報告するものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
はい。建設水道課長。

「建設水道課長」
こちらにつきましても、私の方からご説明申し上げます。議案書８ページをお開き下さい。
水道事業会計につきましても同様に、令和４年度へ繰り越ししました事業につきまして、繰り越しした額などを報告するものでございます。繰り越しした事業につきましては、北村緊急遮断弁室テレメーター装置雷害復旧工事でございまして、繰越額は２,０８１万４,３１６円、財源内訳につきましては、全額当年度損益勘定留保資金となるものでございます。
説明は、以上となりますので、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

（議長）
質疑希望ありませんので、報告第３号については、以上で終わります。

（議長）
日程第８、承認第１号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案理由）
承認第１号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。
地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり、専決処分をいたしましたので、同条第３項に規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。
４回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費につきまして、令和４年５月１９日付けをもって専決処分したものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
財政課長。

「財政課長」（補足説明）
議案書１１ページの補正予算構成表と資料１により、ご説明いたします。
新型コロナウイルスワクチンの４回目接種を実施するため、早期に接種体制を整備する必要がありますことから、専決処分を行ったものでございます。
行政報告させていただきましたとおり、今回の摂取では、３回目の接種から５か月が経過している６０歳以上の方や、１８歳から５９歳までの基礎疾患を有する方などを対象としており、接種後５か月を経過する時期等を踏まえ、順次、４回目接種を開始するものでございます。
補正額は、１,４７５万９千円、全額国庫補助金となります。
以上で、説明を終わります。

（議長）
以上で、提案説明の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（議長）
　質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
　お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、直ちに採決いたします。

（議長）
　承認第１号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、全員であります。
　よって、承認第１号については、原案のとおり承認されました。

（議長）
　日程第９、議案第１号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
　提案理由の説明を求めます。

（議長）
　町長。

「町長」（提案説明）
　議案第１号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。
　地方税法施行令の一部改正、保険税率の改正、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免特例に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。
　具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
　税務課長。

「税務課長」（補足説明）
それでは、議案第１号について、補足説明いたします。
議案書は、２２ページから２４ページ、資料につきましては、３ページから２７ページの資料２となります。
まず始めに、本年度の国保税率の改定でございます。
内容につきましては、資料の３ページから６ページになりますが、国保税率に関しましては、北海道から示された、令和４年度の当町の国保事業費納付金額に各種保険事業経費や、国、道の交付金による収支調整を行った残りの額である必要保険税額に対しまして、世帯数、非保険者数、所得状況などを勘案して算定を行ったものでございます。
具体的には、令和４年度は北海道が示す統一保険料率に向けて、令和６年度から応能応益の比率が所得割４７％、均等割３２％、平等割２１％とされることから、令和６年度までに、北海道の賦課割合と段階的に同率になるように応能応益比率を調整し、税率を算定したものでございます。
なお、今回改正する保険税率により算定した保険税に関しましては、昨年度と比較して一部保険税が若干増となる世帯もありますが、ほとんどの世帯において、昨年度と比較し、保険税が減額となるところであります。
次に、地方税法施行令の改正に伴うものでございます。改正の内容につきましては、基礎課税額が２万円の増で６５万円、後期高齢者支援金課税額が１万円の増で２０万円とそれぞれの賦課限度額が引き上げれるものでございます。
次の法令に改正に伴うもので、改正の内容につきましては、未就学児の均等割額に係る軽減措置が新設されたもので、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険被保険者のうち、未就学児に係る均等割の５割が軽減されるという内容のものでございます。
なお、それぞれの未就学児１人当たりの具体的な均等割の軽減額につきましては、資料６ページの１９番に記載のとおりでございます。
最後に、新型コロナウイルス感染症に伴う国保税の減免の特例制度に係る改正でございます。
今回の改正は、国保税の減免の特例の期間延長に伴い、令和４年度においても昨年度と同様の内容で、減免を実施するというものでございます。
以上が、一部改正の内容となりますので、ご審議方、よろしくお願いいたします。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（議長）
誰だや。
小野寺議員。

「小野寺議員」
押してましたのでね。
あの、課長、概括でよろしいんですけれども、今の国保会計の状況、国保の会計の状況、例えば、そうですね、国保の基金って今、資料持ってきていないでしょうかね。基金の状況ってどれぐらいなのか、一部の所得の方は、値上げしたけども、大体は引き下げだという話、ありましたが、資料を持ってきていないのかな。一定のどっかの階層でいいんですけれどもね、どれぐらい１年間に引き下げられているのか、多分、こっちで答えるんですかね、そっちでいいいのかな。多分、全体的に黒字傾向、この１、２年どうなっているのか。ですから、基金の状況知りたいなと思うのと、で、最終的にはこれ北海道が示されたものでやっていくということなので、まあ黒字だろうと赤字だろうと、税率については、なかなか町でどうっていうことで無いんでしょうけれども、傾向としては、今黒字傾向？で、医療費がどうなっているかと、そこら辺のちょっと分析、そのことによって、結果的に今回の提案ですよね。条例出すためには、基本的な大事なことだろうと思うんですけれども、分かりませんか。

（議長）
誰。
休憩？
暫時休憩。

休　憩　１３：４３
再　開　１３：４５

（議長）
休憩を閉じて再開します。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑希望ありませんということなので、ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第１号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第１号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第１０、議案第２号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第２号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。
新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免特例に伴い、江差町介護保険条例の一部を改正するものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」（補足説明）
議案第２号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。
定例会議案書２５ページ、資料は２９ページの新旧対照表をご覧下さい。
本改正は、新型コロナ感染症対策の長期化により、令和４年度末までとしておりました介護保険料の減免基準の適用期間を令和５年度末まで延長するために、江差町介護保険条例の一部を改正するものです。

なお、保険料の減免による減収分につきましては、国による財政支援も継続実施されるため、交付金による補填を見込んでおります。
本条例の施行日は、交付の日からの施行となりますが、改正後の附則第６条第１項及び次項の規定は、令和４年４月１日からの適用となります。
以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。
よろしくお願いいたします。
（議長）
はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第２号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第２号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第１１、議案第３号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第５号）についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第３号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第５号）についてでございます。
今回の補正につきましては、かもめ島公衆トイレ屋根改修、コミュニティ助成など７つの事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、１,１１７万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、５７億８,６５９万５千円とするものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
財政課長。

「財政課長」（補足説明）
議案書２９ページの補正予算構成表により、ご説明いたします。
まず、個人情報保護条例等改正支援業務委託です。個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、令和５年４月までに、当該条例等の改正が必要となりますが、大幅な改正であることに加え、法的に高度な専門性を要することから、改正支援業務を委託するものでございます。補正額は８８万円です。
続きまして、コミュニティ助成上野町源氏山 山車改修補助です。老朽化した車輪などの改修をはかるため、コミュニティ助成事業として申請していたところ、助成金の決定を受けましたことから、補正するものでございます。補正額は２５０万円です。
続いて、重度心身障がい者医療給付の受給者負担割合の運用誤りによる追加給付事業です。定例会資料№.２の資料１０をご覧下さい。当該医療給付の負担割合の運協誤りにより、受給者が本来負担すべき医療費を過大に支払いしていた金額等が確定しましたことから、補正するものでございます。対象となる方は、平成２１年度から令和３年度の期間で１６名、医療費を過大に負担されていた金額は、２０５万１,１７３円、返金する際の加算金は、２３万2,４００円となります。補正額は２２８万４千円です。
続いて、保育士幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業です。認定こども園江差幼稚園への間接補助を通じ、保育士、幼稚園教諭等の賃金改善の取り組みを継続するもので、対象とする期間は、本年４月から９月までとなります。補正額は９３万９千円です。
続いて、経営所得安定対策です。江差町地域農業再生協議会への間接補助を通じ、経営所得安定対策の実施に必要となる要件確認などの取り組みを推薦するもので、補正額は８２万２千円です。

次に、かもめ島島上ステージ外壁改修工事です。定例会資料３１ページをご覧ください。本年第１回定例会において、繰越明許補正等の議決をいただき、工事着手したところですが、舞台を取り囲む足場を設置し、調査を行った結果、補修を要する箇所が大幅に増えましたことから、設計変更による工事負の増額を要するものです。補正額は４０万円です。

次に、かもめ島公衆トイレ屋根改修工事です。定例会資料３２ページを覧下さい。腐食により、機械室の雨漏りが生じている島下トイレと、強風による飛散や腐食部からの雨漏りが懸念される島上トイレ、双方の屋根を全面葺き替えするものです。補正額は３３４万９千円です。

以上、７事業一般改正補正額の合計は、１,１１７万４千円、財源内訳は、ご覧のとおりとなっております

以上で、説明を終わらせていただきます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（議長）

小野寺議員。

「小野寺議員」

１点だけ。財政課長になる、違うのかな。総務課、総務課長かな。個人情報保護条例等の改正支援業務委託、総務課長かな。ちょっとすいません。説明ですと、確かに私もちょっと調べたんですが、膨大な法令、条例の中の、担当課だけでやれないというのは分かるんですけれども、いよいよ、町の条例も委託することになったのかなと、前にもあったんでしょうかね。どういう、どういうところに、委託というか、これ、多分、どうするんですかね。競争入札、指名、それとも、随契、いずれにしも、その中身も大変な中身ですよね。これ、今日そこまで踏み込んだ論議はしませんけれども、しっかりと町民の立場に立った個人情報保護条例をやっていくためにも、任せきりということじゃないと思うんですが、どういうふうに町との関わり合いも、丸投げじゃないと思うんですけれども、それから、そもそも、どうやってその業者を選ぶのかということも含めて、ちょっと教えて下さい。

（議長）

総務課長。

「総務課長」
　小野寺議員の方から個人情報保護条例の業務委託、これに関しまして、２点ご質問あったかと認識してございます。
　まず、１点。どういうところに、まあ業者さんの選定でございますけども、やはり、これは、今現在、電算システムにおいて、条例、例規、全て、要項等も含めて管理してございますから、それら、影響がどれだけあるかというのを色々調べたりすることも出てきますので、やはり、電算システムを管理運用している業者さんの方が、速やかに、且つ円滑に事業を進めれるということで、総務課としては、１者の特命随意契約として、考えてございます。
　それから２点目でございますけども、当然丸投げということにはなりません。法改正、改正後の法令、それのただ引き写しの条例、そういう形になりませんし、どうしてもやはり、町としての方針だったり考え方をそこでどうやって反映させていくのかという部分が、どうしても必要になるということでございます。で、それを、例えば、業者さんの方で支援していただくということで、どういったところを検討していかなきゃなんないか、どういう視点で、どういうポイントで、で、江差町の現状はこうですよというのを、いろいろな視点から、提案していただいて、総務課として、それを受けて最終的な判断をするという形でございますので、小野寺議員が危惧するような丸投げして出来上がったもので、条例提案するような形では考えてございませんので、ご理解いただきたいと思います。

「小野寺議員」
　はい。議長。

（議長）
　小野寺議員。

「小野寺議員」
　実は、他の自治体でもこれ、進められてますのでね、私達もこれを勉強しなきゃなんないなということで、今、やってるんですが、もちろん、事前審査という訳じゃないんですけれども、その概括、こんな骨子で今、進められていると。場合によっては議員協議会とか全員協議会とかですね、まあ、そういう部分で、しっかりと開かれた中での条例改正ということを私は是非、進めていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

（議長）
　はい。財政課長。（正しくは「総務課長」）

「総務課長」
　ちょっと、どの時点で、どのタイミングでか、ちょっとここでは、まだこれから発注ですから、断言はできないですけれども、できるだけ小野寺議員の意向に添うような形で、進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（議長）
　いいですね。はい。
　他に、質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
　他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
　お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、直ちに採決いたします。

（議長）
　議案第３号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第５号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、全員であります。
　よって、議案第３号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
　日程第１２、議案第４号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び日程第１３、議案第５号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について並びに日程第１４、議案第６号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、関連がありますので、一括議題といたします。
　提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案理由）
ただ今、一括上程となりました議案第４号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第５号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第６号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、でございます。
新たな団体の加入に伴い、加入する組合の規約変更が必要となることから、地方自治法第２８６条第１項の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
総務課長。

「総務課長」（補足説明）
それでは、私の方から、ご説明、補足説明させていただきます。
まず、議案第４号、市町村総合事務組合規約の変更でございますが、議案書は４０ページ、資料は、新旧対照表で３３ページでございます。
また、議案５号の退職手当組合の規約変更でございますが、議案書は４２ページ、資料は新旧対照表で３４ページでございます。
議案６号につきましては、議案といたしましては、４４ページでございまして、資料が新旧対照表３５ページとなりますので、よろしくお願いします。
内容としては同一ですので、まとめて補足説明させていただきます。
一部事務組合の構成、地方公共団体の数の増減、規約の変更につきましては、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を得る必要があるため、規約の変更の議決をお願いするものでございまして、具体的内容といたしましては、それぞれの事務組合の３組合におきまして、それぞれの規約の別表に上川中部福祉事務組合を加えるものでございます。
施行日につきましては、市町村総合事務組合は知事の許可の日から、他の２組合につきましては総務大臣の許可の日からとなります。
以上で、説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに一括採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに、一括採決いたします。
議案第４号及び議案第５号並びに議案第６号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第４号及び議案第５号並びに議案第６号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第１５、議案第７号、江差町上ノ国町学校給食組合規約の変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案理由）
議案第７号、江差町上ノ国町学校給食組合規約の変更についてでございます。
江差町上ノ国町学校給食組合事務所の移転に伴い、組合規約の変更が生じることから、地方自治法第２８６条第２項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
学校教育課長。

「学校教育課長」（補足説明）
それでは、私から江差町上ノ国町学校給食組合規約の変更について、補足説明させていただきます。
議案は４６ページ、定例会資料は３７ページ、資料９の新旧対照表をご覧下さい。
まず、一部事務組合であります学校給食組合の規約の変更につきましては、地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により定めなければならず、同条第２項において、当該、協議が整い次第、直ちに知事へ届け出をしなければならないこととされております。
また、同法第２９０条の規定により、議会の議決を要する協議に当たりますことから、今回、議決をお願いさせていただくものでございます。
具体的内容につきましては、現在、２学期からの提供開始として、進めておりまる新給食センターにつきまして、組合事務所の移転改築による事務所の位置の変更に伴い、組合規約第４条の檜山郡江差町字南浜町４１１番地を檜山郡江差町字砂川７番地７に改めるものでございます。
規約の施行は、令和４年８月１日からとなります。
以上で、補足説明を終わりますが、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」）の声

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。

（議長）
議案第７号、江差町上ノ国町学校給食組合規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第７号について、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第１６、議案第８号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案理由）
議案第８号、工事請負契約の締結についてでございます。
令和３年１１月２６日に議決いただきました、令和３年度町道陣屋椴川線第３椴川橋架換工事について、工法などの変更により設計金額に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
契約の変更内容につきましては、変更前の契約金額１億７,６００万円、変更後の契約金額１億８,６６２万６千円となるものでございます。
ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」）の声

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います

が、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第８号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第８号については、原案のとおり、可決されました。

（議長）
日程第１７、議案第９号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第６号）についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案理由）
議案第９号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第６号）についてでございます。
今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び文化会館地下出入口改修に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、６,９７３万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、５８億５,６３３万１千円とするものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
財政課長。

「財政課長」（補足説明）
議案目次その２の３ページの補正予算構成表と定例会資料№.２の各資料により、ご説明いたします。
はじめに、臨時交付金に関連する１１事業についてです。

まず、ふるさと納税電子感謝券推進事業です。資料は、３ページとなります。本事業はふるさと納税返礼品として、地域の商店や宿泊施設などで使える電子ポイント券を発行するための準備を行うもので、補正額は４２万７千円です。

続いて、町立保育園連絡体制強化です。資料は４ページとなります。新型コロナウイルス感染症等の発生による急な休園等のお知らせや、休園期間中の保護者との連絡を円滑に行えるようシステム利用するもので、補正額は５７万９千円です。

続いて、原油価格物価高騰対応エエまち江差みんなの商品券事業です。資料は、５ページとなります。原油価格の高騰などによる町民負担の軽減と町内消費の好循環をはかるため、町民１人当たり１８歳以下は１万５千円、１９歳以上は５千円の商品券を配布するものです。補正額は５千万円です。

続いて、江差かもめ島まつり開催支援事業です。資料は６ページとなります。かもめ島まつりが３年振りに開催されますことから、感染対策を講ずるための消耗品や警備員配置などの、取り組みに対して支援するもので、補正額は１５０万円です。

続いて、えぞだて公園街灯ＬＥＤ化改修事業です。資料は７ページとなります。照明器具の機能停止により、公園利用者の夜間活動が制限されていることから、街灯と分電盤ボックス等の改修を通じ、コロナ禍においても感染リスクの低い屋外での健康増進活動の促進を図るものです。補正額は１５６万９千円です。

続いて、行政組合分担金、救急活動自動心臓マッサージ機購入事業です。資料は８ページとなります。心肺停止状態にある救急活動時に、心臓マッサージによる口腔からの飛沫による感染リスクを低減するため、未搭載となっている救急車１台に自動心臓マッサージシステムの導入を図るもので、補正額は３１０万６千円です。

続いて、行政組合分担金、消防隊員用空気呼吸機面体個人配備事業です。資料は９ページとなります。火災救急活動時に使用する空気呼吸器に着脱可能な面体を全職員分配備することなどにより、感染防止対策を図るものです。補正額は７２万６千円です。

続いて、行政組合分担金、救急隊員用Ｎ９５マスク購入事業です。資料は１０ページとなります。救急出動時に隊員が装着するウィルス遮断に優れたマスクを整備するもので、補正額は１０８万９千円です。

続いて、江差町修学旅行キャンセル料等補助、小学校費と中学校費分です。資料は１１ページとなります。新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校の修学旅行の中止などで、キャンセル料が発生した場合における保護者の経済的な負担を軽減するもので、補正額は小学校費中学校費併せて２０万円です。

続いて、江差町上ノ国町学校給食組合負担金、学校給食費物価高騰対策です。資料は１２ページとなります。食材費の高騰等による学校給食費の増額分を保護者へ転嫁せず、町が負担するもので、現時点で見込まれる１人当たりの増額分は、小学校が３,４２０円、中学校が４,５６０円です。補正額は１３２万２千円です。

以上、臨時交付金に係る１１事業の補正合計額は、６,０５１万８千円、財源内訳は全額国庫支出金です。

続きまして、一般補正事業となります。江差町文化会館地下出入口改修です。資料は１３ページです。老朽化等により開閉が困難となっている地下出入口と上部の排煙窓の改修をはかるものです。補正額は９２１万８千円です。

以上、一般会計補正の合計額は、６,９７３万６千円、財源内訳はご覧のとおりとなっております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第９号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第６号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第９号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

暫時休憩いたします。

休　憩１４：１３

再　開１４：１４

（議長）
休憩を閉じて再開いたします。
お諮りします。ただ今、町長から、議案第１０号、令和４年７月１日から同年７月３１日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について、を提案されました。
この日程を追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、議案第１０号を追加日程第１として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

（議長）
追加日程第１、議案第１０号、令和４年７月１日から同年７月３１日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第１０号、令和４年７月１日から同年７月３１日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定についてでございます。
この度、重度心身障害者医療給付の不適正事務並びに報告遅延という事案が発生し、受給者及びご家族関係者の皆さま方のほか、議員の皆さま、町民の皆さまに多大なるご迷惑をおかけし、更には役場の信頼を大きく損ねることになりました。
殊に、誤りが判明してから１年以上も対処せず、上司への報告もされなかったことは、行政機関として慚愧の念に堪えないところであり、ここに深くお詫びを申し上げます。
私と副町長は、役場組織の長として、事務方のトップとして、責任の重大さを痛感しているところであり、それぞれの給料を１か月、１０％減額することといたしました。
つきましては、減額に関する条例をご提案しておりますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」）の声

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第１０号、令和４年７月１日から同年７月３１日までの間における、町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第１０号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第１８、発議第１号、国民の祝日「海の日」の７月２０日への固定化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）
お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
発議第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、多数であります。
　よって、発議第１号については、原案のとおり決しました。

（議長）
　日程第１９、発議第２号、補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）
　お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」の声）
（議長）
　異議なしと認め、直ちに採決いたします。
　発議第２号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、多数であります。
　よって、発議第２号については、原案のとおり決しました。

（議長）
　日程第２０、発議第３号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）
　お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、直ちに採決いたします。
　発議第３号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、発議第３号については、原案のとおり決しました。

（議長）
日程第２１、発議第４号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）
お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
発議第４号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、発議第４号については、原案のとおり決しました。

（議長）
日程第２２、発議第５号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率２分の１への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）
お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
発議第５号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、発議第５号については、原案のとおり決しました。

（議長）
日程第２３、発議第６号、２０２２年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）
お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
発議第６号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
よって、発議、少数でありますので、よって、発議第６号については、否決されました。

（議長）
日程第２４、発議第７号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）
お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
発議第７号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、発議第７号については、原案のとおり決しました。

（議長）
日程第２５、発議第８号、水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）
お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
発議第８号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、発議第８号については、原案のとおり決しました。

（議長）
日程第２６、発議第９号、全国一律最低賃金制度の実施をめざす意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）
お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
発議第９号について、原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、少数であります。
よって、発議第９号については、否決されました。

（議長）
日程第２７、発議第１０号、食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）
お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決します。
発議第１０号について、原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、多数であります。
よって、発議第１０号については、原案のとおり決しました。

（議長）
日程第２８、発議第１１号、女性トイレの維持及びその安全性の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

（議長）
お諮りします。本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決いたします。
発議第１１号について、原案のとおり、決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、多数であります。
　よって、発議第１１号については、原案のとおり決しました。

（議長）
　日程第２９、発議第１２号、令和３年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

（議長）
　お諮りします。本案については、議長を除く全議員による発議であります。
　従いまして、議長及び監査委員をのぞく、１０名の議員を委員として構成する令和３年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、令和３年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることとし、また、審査にあたっては、地方自治法第９８条第１項の規定による検閲検査の権限を特別委員会に委任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、よって、本案については、議長及び監査委員をのぞく、１０名の議員を委員として構成する令和３年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、令和３年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることとし、また、審査にあたっては、地方自治法第９８条第１項の規定による検閲検査の権限を特別委員会に委任することに決定いたしました。

（議長）
　健康推進課長。

「健康推進課長」
　先程、小野寺議員からの質問に対して、本日中に資料というお話でしたが、ちょっと、申し訳ございません。間に合わないので、後日、改めて議員の皆様に資料を配布させていただきますので、申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

（議長）
　小野寺さん、よろしくお願いします。

（議長）

以上で、本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

これで、会議を閉じます。

令和４年第２回江差町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変、ご苦労様でした。

ご協力、ありがとうございました。

閉　会　１４：２８

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

北 海 道 檜 山 郡 江 差 町 議 会

議　　長

署名議員

署名議員